令和 年 月 日

宮城県知事 村井　嘉浩　殿

事務所の所在地

宗教法人「　　　　　　　　　　　　　　　」

代表役員（代務者）

基本財産設定（総額変更）届

このたび、基本財産を設定（基本財産の総額を変更）し、宗教法人法第５３条の規定による登記を完了しましたので、同法第９条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設定（変更）後の基本財産総額